

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金 よくある質問

◆申請について

Q 1	補助金申請は、一人につき1回限りですか？
A 1	年度に関係なく、ヘルメット使用者一人につき1回1個限り受けることが出来ます。
Q 2	令和7年4月1日より前に、既にヘルメットを購入していたのですが、対象になりますか？
A 2	対象となりません。
Q 3	大網白里市に引っ越してきました。他市に居住していたときに購入したヘルメットの補助金を申請したいと思っています。補助対象になりますか？
A 3	対象なりません。購入時と申請時ともに大網白里市に居住していることが条件になります。
Q 4	申請書に自署しましたので、押印（訂正印）は必要ありませんか？
A 4	必要ありません。ただし、金額を記入する欄は訂正不可になりますので、もし記入誤りがあった場合、申請書を書き直していただくことになります。
Q 5	市税の未納確認の対象となるのは、何税ですか？
A 5	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税です。

◆購入について

Q 6	インターネットや通信販売で購入したヘルメットでも対象になりますか？
A 6	新品であることや購入した日付、購入金額、品名・品番などが分かる領収書等があれば大丈夫です。 注) 購入画面の印刷では領収証として取扱いできません。 注) 個人間取引による購入は対象になりません。また、個人間取引を行なう、フリーマーケットアプリ等での購入も対象なりません。 注) 送料は対象外です。自転車乗車用ヘルメット本体のみが対象です。

◆ヘルメットについて

Q 7	オートバイや工事用ヘルメットでも補助対象になりますか？
-----	-----------------------------

A 7	対象なりません。自転車乗車用ヘルメットのみを対象としています。
Q 8	購入したヘルメットに「CE」の安全基準マークがありますが、「CE (EN1078)」の表記はありません。補助対象になりますか？
A 8	対象なりません。自転車乗車用ヘルメットの安全基準であるEN1078を満たしていることを確認するため、「CE (EN1078)」の表記が必要になります。
Q 9	中学生の子どもが自転車通学用にヘルメットを支給されていますが、新たに自転車乗車用ヘルメットを購入した場合、補助対象になりますか？
A 9	通学時以外に使用するため、新たにヘルメットを購入された場合は補助対象となります。

◆金額について

Q 10	ヘルメット購入時にポイントを利用しました。補助の対象になりますか？
A 10	ポイント利用分を含めて購入金額（税込）の1／2を補助します。ただし、補助金額の上限は2,000円です。

◆添付書類について

Q 11	インターネットで購入したヘルメットの領収書が見当たりません。請求書、購入明細書、注文履歴、納品書で代用できますか？
A 11	代金の支払が完了したことを証する領収書やレシートで①領収日②購入金額③購入店名④購入品目を確認しますのでそれらが確認できない書類では、代用できません。 インターネットでの購入で、クレジットカード支払の場合は、販売サイトの購入履歴等から領収書を出力できることがありますので、販売店にご確認ください。
Q 12	領収書を紛失してしまいました。
A 12	購入した店舗に領収書の再発行や販売証明書等の発行ができるか、ご相談ください。
Q 13	安全基準の認証確認ができるものとは？
A 13	保証書、取扱説明書、カタログの写し等または、ヘルメット本体をご持参ください。

◆申請後について

Q 4	申請をしてからどのくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？
A 4	市で申請内容を審査し、不備が無ければ指定口座へ補助金を振り込みます。 時期によっては申請が集中することが想定されますので、振込みまで数ヶ月かかる場合があります。